お　知　ら　せ

当院では、患者さんの利便に供するため、下記の事項について東北厚生局に届出を行い、保険給付を実施しております。
詳しくは、総合受付窓口（事務局）にお問い合わせ下さい。

記

１．入院基本料に関する事項

当病院では、１日に38人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝　　８時３０分～夕方１６時３０分まで、看護職員１人当たりの受持ち数は15人以内です。
・夕方１６時３０分～深夜　０時３０分まで、看護職員１人当たりの受持ち数は12人以内です。
・深夜　０時３０分～朝　　８時３０分まで、看護職員１人当たりの受持ち数は13人以内です。

なお、各病棟毎の配置は次のとおりです。

		1病棟	2病棟	3病棟	4病棟	6病棟
１　日　の　看　護　職　員　数		8人以上	7人以上	11人以上	7人以上	5人以上
看護職員の患者受持数	日勤帯	19人以内	14人以内	7人以内	12人以内	25人以内
	準夜帯	13人以内	9人以内	12人以内	17人以内	13人以内
	深夜帯	13人以内	14人以内	12人以内	17人以内	13人以内

２．食事療養に関する事項

入院食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食は午後６時以降）、適温で提供されます。

入院食事療養費の自己負担額

区分		1食あたりの食事負担額
一般（住民税課税世帯）の方		550 円
指定難病患者、小児慢性特定疾患患者の方		330 円
平成28年4月1日時点で既に1年を超えて 精神病床に入院している場合		260 円
住民税非課税世帯の方	過去12か月の入院日数90日まで	270 円
	過去12か月の入院日数91日以降	220 円
住民税非課税世帯に属し　かつ 所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者の方		130 円

３．施設基準に関する事項

当病院では、次に掲げる事項について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っております。

（１）　電子的診療情報連携体制整備加算１(外来)
（２）　精神病棟入院基本料１５対１　注４ 重度認知症加算
　　【１、４、6病棟】
（３）　臨床研修病院入院診療加算（協力型）
（４）　救急医療管理加算
（５）　診療録管理体制加算２
（６）　医師事務作業補助体制加算１（２０対１）
（７）　電子的診療情報連携体制整備加算１(入院)
（８）　看護配置加算（精神）
（９）　看護補助加算１　注４ 看護補助体制充実加算１
（１０）　療養環境加算【１、４病棟】
（１１）　精神科応急入院施設管理加算
（１２）　精神科入院時医学管理加算
（１３）　精神科地域移行実施加算
（１４）　精神科身体合併症管理加算
（１５）　依存症入院医療管理加算（アルコール依存症）
（１６）　精神科慢性身体合併症管理加算
（１７）　医療安全対策加算１　注２ 医療安全対策地域連携加算１
（１８）　感染対策向上加算３　注３ 連携強化加算
　　注４ サーベイランス強化加算
（１９）　精神科救急搬送患者地域連携紹介加算
（２０）　地域支援・医薬品供給対応体制加算１
（２１）　データ提出加算１及び３
（２２）　精神科入退院支援加算
（２３）　精神科急性期医師配置加算１　【２病棟】【３病棟】
（２４）　精神科救急急性期医療入院料　注４ 看護職員夜間配置加算
　　注５ 精神科救急医療体制加算１【３病棟】
（２５）　精神科急性期治療病棟入院料１【２病棟】
（２６）　こころの連携指導料（Ⅱ）
（２７）　薬剤管理指導料
（２８）　検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
（２９）　精神科退院時共同指導料
（３０）　一般名処方加算
（３１）　通院･在宅精神療法　注４ 児童思春期精神科専門管理加算
（３２）　通院･在宅精神療法　注８ 療養生活継続支援加算
（３３）　通院･在宅精神療法　注９ 心理支援加算
（３４）　通院･在宅精神療法　注11 児童思春期支援指導加算１
（３５）　通院･在宅精神療法　注13
（３６）　依存症集団療法３（アルコール依存）
（３７）　精神科作業療法
（３８）　精神科ショート･ケア「大規模なもの」
（３９）　精神科デイ･ケア「大規模なもの」
（４０）　抗精神病特定薬剤治療指導管理料
　　（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る）
（４１）　医療保護入院等診療料
（４２）　外来･在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）注５
（４３）　入院ベースアップ評価料３９
（４４）　入院時食事療養（Ⅰ）

令　和　８　年　11　月
岩手県立南光病院長
担当課：医事経営課